

令和2年3月27日
参議院法制局

参議院法制局 障害者活躍推進計画

機関名	参議院法制局
任命権者	参議院法制局長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
参議院法制局における障害者雇用に関する課題	障害者雇用に係る法定雇用率を達成している状態を継続しているが、必要に応じて、組織的な体制整備及び各種取組の実施が求められる。
目標	
①採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和元年9月10日に選任済）。 ○現状では、障害者職業生活相談員の選任義務の対象となっていないが、障害者である職員の相談窓口を設置し、局内掲示板等により周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○半期ごとに実施される人事評価面談の際、障害者である職員の業務の現状を把握し、当該障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行う。 ○障害者である職員から、従来の業務遂行が困難となったとの相談があった場合には、所属部課及び総務課は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談の際、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。

	<ul style="list-style-type: none">・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、参議院が行う障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。